

# 回 覧

猿育発第171号  
令和3年11月1日

村 民 各 位

猿払村長 伊藤 浩一  
( 公 印 省 略 )

## 令和4年度 保育所入所募集・児童クラブ入所募集について

日頃より、本村保育行政並びに保育所運営につきましては、深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、令和4年度の村立保育所に入所を希望する園児及び児童を次のとおり募集します。子ども・子育て支援制度の施行により、保育施設等を利用するための手続きは下記のとおりとなっています。新規の申し込みをされるお子様につきましては、下記の事項をご覧の上、期日までにお申し込みくださいますようお願いいたします。(就学までの申し込みを既にされているお子様については不要です。)

## 保育所入所要項

1. 募集予定人員 100名 ※年齢はいずれも令和4年4月2日現在です。  
(うち、乳児は生後3ヶ月以上3名、3才未満児は1歳0ヶ月以上16名を限度とします。)

2. 申込受付期間 令和3年11月15日(月曜日)から令和3年12月24日(金曜日)

3. 申 込 先 鬼志別保育所

### 4. 入 所 基 準 【保育の必要性の度合い】

入所の要件として、教育・保育の必要性の認定(教育・保育給付認定の申請)が必要となります。

- ①就労・・・フルタイムのほか、パートタイム、自営業など基本的にすべての就労を含む  
(1ヶ月48時間以上の就労) (一時保育で対応可能な短時間の就労は除きます。)
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学
- ⑧職業訓練校等における職業訓練を受けている
- ⑨児童虐待のおそれがあること
- ⑩DVのおそれがあること
- ⑪育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑫その他、上記に類する状態として村が認める場合



5. 保 育 料 令和元年10月より3歳児から5歳児までの保育料が無償となりました。0歳児から2歳児は保護者の村民税額をもとに児童の年齢や、給付認定における保育必要量（保育標準時間・保育短時間）、兄弟姉妹の入所状況や、世帯の状況によって決定します。（村民税非課税世帯や3人以上同時入所の3人目以降は無料です。）  
料金は、入所開始日の前後に保育料決定通知書で保護者に通知します。

6. 給 食 費 これまで給食費は保育料に含まれていましたが、給食費は無償化の対象とならないことから、3歳児から5歳児は村条例の規定により月額4,000円を徴収します。  
(3人以上同時入所の3人目以降及び年収470万円未満相当世帯は無料です。)

7. 保 育 時 間 保育所の開所時間内において、申請する利用時間によって標準時間・短時間に区別されます。  
入所基準の要件により、標準時間と短時間の保育利用時間が決定します。

- ① 保育標準時間 1日最長 7:50から18:00まで  
※入所基準の①両親ともフルタイム ②妊娠、出産 ⑤災害復旧 ⑨⑩虐待、DVの恐れ等対象
- ② 保育短時間 1日最長8時間となります。  
入所基準の①両親またはいずれかがパート就労（実働月48時間以上の就労を下限とする）  
保育標準時間以外の入所基準

#### 8. 通園バスの運行について

村では、従前より通所区域が広範である点を考慮し、通学バスに乘車させての利用をしておりますが、**低年齢児（2歳6ヶ月未満児）**を乗車させての運行については、乗降及び乗車中の安全確保等を図ることが困難な状況にありますので、保護者による送迎を原則とします。  
(運行中は各通所バスに添乗員を配置します。)

#### 9. 提 出 書 類

入所申込には下記書類の提出が必要となります。

- ① 「教育・保育給付認定申請書」は、保育を必要とする理由、保育の必要量等を村が審査し、「保育の必要性」を認定するために必要な手続きです。認定されると認定証が発行されます。  
認定証は、小学校入学前まで使用しますので、お手元に保管願います。
- ② 「保育所入所申込書」は、①の教育・保育給付認定申請書と同時に提出となります。  
※就学前（小学校に上がる前）までの申し込みができます。  
※すでに就労している、または就労が内定しているため**3歳未満児の保育を希望の方は、**  
「雇用（予定）証明書」の提出が必要です。

### 一時保育について

下記の事由により、一時的に保育を利用したい場合には一時保育制度があります。

- ・非定型的：就労・就学・職業訓練
- ・緊急：疾病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭・学校行事・通院・検診
- ・私的：育児に伴う心理的、肉体的負担の解消

申込は事前に「一時保育申請書」を保育所に提出してください。（用紙は鬼志別保育所にあります）

保育料は3階層に区分され、利用時間によって料金が異なります。

## 児童クラブ入所要項（鬼志別保育所内）

### ■募集人員

・児童クラブ【40名】小学校1～6年生までの児童を対象とします。

※学年はいずれも令和4年4月2日現在です。

■申込受付期間 令和3年11月15日（月曜日）から令和3年12月24日（金曜日）

■申込先 鬼志別保育所



■提出書類 「学童保育所入所申請書」  
「児童生活調査表」「雇用（予定）証明書」

■入所基準 保育所の基準と同様

■保育料 保護者の村民税額をもとに兄弟姉妹の入所状況など世帯の状況によって決定します。  
※料金は、入所決定後に保護者に通知します。

料金は、入所開始日の前後に「学童保育所入所決定通知書」で保護者に通知します

■保育時間 平日 下校時～午後6時まで 土曜日 午前7時50分～午後6時

※鬼志別以外の地区からの入所につきましては、平成30年度から小学校の下校時のスクールバスが利用できるよう、教育委員会と協議を進めております。（登所時のみ。帰りは保護者のお迎えとなります。）現行のバス運行形態が前提となりますので、利用希望の方は事前に保育所にご相談いただけますようお願いいたします。

### 一時学童保育について

下記の事由により、一時的に学童保育を利用したい場合には一時学童保育があります。

- ・非定型的：就労・就学・職業訓練
- ・緊急：疾病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭・学校行事・通院・検診
- ・私的：育児に伴う心理的、肉体的負担の解消

申込は事前に「一時学童保育申請書」を保育所に提出していただきます。（用紙は各保育所にあります）

保育料は入所と同様4階層に区分され、一日利用（学校が休校の時など）と半日利用（下校時から）で料金が異なります。

※各種申込書及び料金表は、鬼志別保育所・保健福祉総合センターでお渡ししています。

不明な点がございましたら、お気軽に保育所にお問い合わせください。

鬼志別保育所 電話2-3666